



宮監公表第 50 号  
平成 31 年 3 月 25 日

宮崎市監査委員  
宮崎市監査委員  
宮崎市監査委員  
宮崎市監査委員

梶谷 欣也  
荒木 敏  
星山 健康  
近藤 慶



### 定期監査措置状況の公表について

平成 30 年度定期監査の結果に関する措置について通知があったので、地方自治法第 199 条の規定に基づき、公表します。

#### 記

- 1 監査の対象部課等  
・観光商工部
- 2 講じた措置の内容  
別紙のとおり



(報告様式1)

## 平成30年度定期監査指摘事項についての措置状況通知書

平成30年度定期監査における指摘事項については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

(監査対象部署：観光商工部)

指 摘 事 項 の 内 容	措 置 状 況
<p><b>【指摘事項】</b></p> <p>(観光戦略課)</p> <p>①平成29年度青島漂着物処理業務委託6の委託請書について、業務委託料欄は消費税込みの金額(77,220円)を記載すべきところ、消費税抜きの金額(71,500円)が記載されていた。</p> <p>②行政財産目的外使用許可について、次のような不備があった。</p> <p>ア.平成29年度及び平成30年度道の駅フェニックスの木造バス停設置に係る行政財産目的外使用料について、減免の規定がないにもかかわらず、宮崎市道路占用料条例の例により減免していた。 【正】1,000円 【誤】500円</p> <p>イ.平成29年度道の駅フェニックスの電気自動車等の充電サービス提供に係る行政財産目的外使用料について、第1種電柱については、1本につき700円を徴収すべきところ、690円を徴収していた。また、看板については、表示面積に1㎡未満の端数があるときは、1㎡として徴収すべきところ、端数のままで徴収していた。 【正】6,866円 【誤】4,156円</p> <p>ウ.平成29年度及び平成30年度の道の駅フェニックスの移動通信用小型無線基地局に係る行政財産目的外使用料について、宮崎市道路占用料条例別表「法第32条第1項第1号に掲げる工作物」欄の「変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所」を適用することから、道路占用料条例の例による額とすべきところ、平成29年度は、行政財産使用料条例により、固定資産評価額を基に徴収していた(2件)。また、平成30年度は、道路</p>	<p>(観光戦略課)</p> <p>①提出書類の確認を徹底するとともに、財務規則に基づく適正な事務処理を行う。</p> <p>②</p> <p>ア 相手方に不足分を請求し、本年度中に納付いただく予定。今後は行政財産使用料条例及び関係規定等の確認を徹底し、適正な処理を行う。</p> <p>イ 相手方に不足分を請求し、本年度中に納付いただく予定。指摘事項については、平成30年度から是正した。今後このようなことがないよう、関係規定等の確認を徹底し、適正な処理を行う。</p> <p>ウ 相手方に過不足分の話をし、対応いただく予定。今後は行政財産使用料条例及び関係規定等の確認を徹底し、適正な処理を行う。</p>

占用料条例の例により徴収しているものの、占用面積に1㎡未満の端数があるときは、1㎡として徴収すべきところ、端数のままで徴収していた。

・(株)NTTドコモ

【正】99,600円

【誤】H30:98,784円

【誤】H29:100,837円

・ソフトバンク(株)

【正】30,000円

【誤】H30:29,280円

【誤】H29:29,888円

エ.平成29年度宮崎白浜オートキャンプ場に設置されている民間施設の施設案内看板に係る行政財産目的外使用料について、表示面積に1㎡未満の端数があるときは、1㎡として徴収すべきところ、端数のままで徴収していた。

【正】3,600円 【誤】2,520円

オ.平成29年度宮崎白浜オートキャンプ場の売店に係る行政財産目的外使用料について、当該建物の建築面積に相当する面積の土地の使用料の額を算定する際は、固定資産評価員の評価した当該土地の価格に100分の5を乗じて得た額とすべきところ、前年度の算定方法により誤った額としていた。

【正】14,986円 【誤】14,962円

③平成29年度及び平成30年度の宮崎市青島ビーチセンターの指定管理料について、年度協定書に支払時期は6月と記載されているにもかかわらず、平成29年度は4月に、平成30年度は5月に支払っていた。

・平成29年度:請求日H29.4.11

支出命令書起案日H29.4.11 支払日H29.4.24

・平成30年度:請求日H30.5.8

支出命令書起案日H30.5.8 支払日H30.5.21

④宮崎市青島ビーチセンターに設置された太陽光発電からの余剰電力販売に係る事務処理について、次のような不備があった。

ア.余剰電力販売料について、検針日の属する年度の収入として処理すべきところ、翌年度(支払

エ

相手方に不足分を請求し、本年度中に納付いただく予定。指摘事項については、平成30年度から是正した。今後このようなことがないように、関係規定等の確認を徹底し、適正な処理を行う。

オ

相手方に不足分を請求し、本年度中に納付いただく予定。指摘事項については、平成30年度から是正した。今後このようなことがないように、関係規定等の確認を徹底し、適正な処理を行う。

③

年度協定書に定められた支払時期に支払いを行うよう平成31年度から改める。

④

ア

平成31年1月分から、検針日の属する年度の収入となるよう改めた。

期日の属する年度)で処理していた。

平成 29 年 3 月分：検針日 3 月 20 日分を平成 29 年度の収入としていた。

平成 30 年 3 月分：検針日 3 月 19 日分を平成 30 年度の収入としていた。

イ. 太陽光発電からの余剰電力販売に関する契約者について、前回の定期監査において、太陽光発電設備は市の所有であるため市に変更するよう指導し、「所有者である市と九州電力の間で締結するよう改めた。」と措置状況で報告していたにもかかわらず、宮崎市観光協会のままで変更されていなかった。

(スポーツランド推進課)

①平成 29 年度の学校体育施設の開放に係る使用料について、宮崎市公共施設予約案内システムにより申請された学校体育施設の使用料の納付の期日を条例、規則等に規定することなく、使用した日の属する月の翌月 20 日に口座振替による納付としていた。

②平成 29 年度及び平成 30 年度の生目の杜運動公園使用料及び体育館使用料の還付について、次のような不備があった。

ア. 生目の杜運動公園の施設使用料（一般の使用）に係る還付額について、一般の使用料で算定すべきところ、児童生徒の使用料で算定していた。

・アイビースタジアム：使用できなかった時間  
8:00～17:00

使用料：児童生徒 1 時間につき 830 円、一般  
1 時間につき 1,650 円

【正】@1,650 円×9 時間=14,850 円

【誤】@830 円 ×9 時間= 7,470 円

・第 2 野球場：使用できなかった時間  
12:00～17:00

使用料：児童生徒 1 時間につき 420 円、一般  
1 時間につき 830 円

【正】@830 円×5 時間=4,150 円

【誤】@420 円×5 時間=2,100 円

イ

現在、関係機関と協議を行い、名義変更の手続きを行っている。

(スポーツランド推進課)

①関連する条例・規則等を速やかに改正し、納付の期日を定めることとする。

②

ア

該当団体の了承のうえ、追加還付を行った。今後は、正確な還付額の把握を行うため、2 名以上の職員による重複チェックを徹底することにより、適正な処理を行う。

・合計

【正】19,000円【誤】9,570円 差額9,430円

イ. 平成29年度及び平成30年度の体育館使用許可取消に伴う附属設備の使用料に係る還付について、使用の取りやめの届出が使用日の14日前までのときは8割を、7日前までであったときは5割を還付することと規定されているにもかかわらず、10割還付していた(平成29年度:21件中全件、平成30年度:3件中全件)。

③行政財産目的外使用許可について、次のような不備があった。

ア. 平成29年度及び平成30年度の行政財産目的外使用許可申請について、使用料の減免を受けようとする者に行政財産目的外使用料減免申請書を提出させなければならないところ、提出がないまま使用料を免除しているものが散見された。

イ. 平成30年度九州電力株式会社から申請のあった行政財産目的外使用(電柱2本、支線2本を新設(期間:平成30年10月1日から))について、行政財産使用料条例第2条第2項第1号に規定する使用料の取扱い指針において、九州電力の電柱種別は第2種電柱とするとされていることから、1本につき第2種電柱の1,100円を徴収すべきところ、第1種電柱の700円を徴収していた。

【正】 $1,100円 \times 2本 \times 6/12 = 1,100円$

【誤】 $700円 \times 2本 \times 6/12 = 700円$

④宮崎市生目の杜運動公園の陸上競技場に設置してある自動販売機に係る電気料(平成29年6月分)について、使用者から使用電力量の報告があるにもかかわらず、電気料を算出していないものや、電気料は正しく算出しているものの一覧表への転記誤りにより、誤った額を徴収していた。

南側トイレ2

【正】791円【誤】0円

テニスコート南側トイレ

【正】3,081円【誤】1,330円

イ  
相手方に過還付金の返戻をお願いした。今後は、宮崎市体育館条例及び施行規則に基づき、正確な事務処理を行うため、2名以上の職員による重複チェックを徹底することにより、適正な処理を行う。

③

ア

相手方に減免申請書の提出をお願いした。今後は、行政財産目的外申請の必要な者に対し、使用料減免申請書の提出を求め、提出のあった者に対し減免を行うことを徹底することにより、適正な処理を行う。

イ

相手方に不足分を請求し、本年度中に納付いただく予定。行政財産使用料条例第2条第2項第1号に規定する使用料の取扱い指針に基づき、正確な事務処理を行うため、2名以上の職員による重複チェックを徹底することにより、適正な処理を行う。

④相手方に不足分を請求し、本年度中に納付いただく予定。今後は、正確な電気料の算定を行うため、2名以上の職員による重複チェックを徹底することにより、適正な処理を行う。

(商業労政課)

①平成 29 年度の市外旅行(宇都宮市 11 月 24 日～27 日)に係る鉄道賃について、J R 山手線の駅を起点とすべきところ、J R 山手線の駅ではない赤羽駅を起点としたため、560 円少なく支給していた。

【正】

11/24 モノレール山手線内	定額	1,000 円
池袋⇒宇都宮	運賃	1,940 円
11/27 モノレール山手線内	定額	1,000 円
宇都宮⇒池袋	運賃	1,940 円
	計	5,880 円

【誤】

11/24 モノレール山手線内	定額	1,000 円
赤羽⇒宇都宮	運賃	1,660 円
11/27 モノレール山手線内	定額	1,000 円
宇都宮⇒赤羽	運賃	1,660 円
	計	5,320 円

(工業政策課)

①平成 29 年度旧宮崎市立集会所譲渡円滑化事業補助金(緑ヶ丘自治会)について、交付要綱において消耗品は補助対象経費としないと規定されているにもかかわらず、消耗品である L E D 蛍光管及び折りたたみ会議椅子を補助対象経費としていた。

L E D 蛍光管

③,300 円×26 基×1.08=92,664 円

折りたたみ会議椅子

③,000 円×7 脚×1.08=22,680 円

合計 115,344 円

②平成 29 年度及び平成 30 年度の次長級(商工戦略局長)の旅行命令について、宮崎市旅費支給条例により「旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼によって行なわなければならない。」と規定されており、副市長の専決であるにもかかわらず、部長決裁とし、旅行命令権者でないものが行っていた。

(商業労政課)

①起点となる J R 山手線の駅までの定額旅費に関する考え方について周知を図った。今後適正な旅費の積算を徹底する。なお、当該市外旅行に係る旅費の不足分については、本年度中に追給の手続きを行う。

(工業政策課)

①今後同様の事業を行う場合には、補助金等交付要綱の制定において、このような疑義が生じないように、明確な規定を心がけ、適正な執行に努める。

②指摘後、当該旅行命令は適正に処理した。今後は、慎重に対応する。

③平成 29 年度及び平成 30 年度の行政財産目的外使用許可において、次のような不備があった。

ア. 平成 30 年 6 月 19 日宮工指令第 2 号 1 で許可した高岡町花見 2142 番地 7 の使用料について、行政財産目的外使用料減免申請書が提出されていないにもかかわらず、使用料を減免していた（支線 2 本、支柱 1 本分）。

イ. 平成 29 年 3 月 28 日宮工指令第 2 号 5、平成 30 年 3 月 26 日宮工指令第 2 号 4 で許可した宮崎テクノリサーチパーク水路敷について、宮崎市公共物管理条例に基づき「公共物使用許可申請書」を提出させ、「公共物使用許可書」により許可すべきところ、「行政財産目的外使用許可申請書」を提出させ、「行政財産目的外使用許可書」をもって許可していた。また、宮崎市公共物管理条例により「1 平方メートル未満の端数は、切り上げるものとする。」と規定されているにもかかわらず、切り上げないまま徴収していた。

【正】73 円× 32 m<sup>2</sup>=2, 336 円

【誤】73 円×31. 4 m<sup>2</sup>=2, 292 円

ウ. 平成 29 年度の緑ヶ丘集会所及び飛江田集会所に係る使用料について、自治会等が使用する場合の減免率は 95%であるにもかかわらず、減免率を 100%としていた。

③

ア

相手方に減免申請書の提出をお願いした。また、事務処理にあたっては、錯誤が生じないように精査とチェックを徹底する。

イ

今後、相手方には適正に申請させることとする。また、相手方に不足分を請求し、本年度中に納付いただく予定。今後使用料の算定にあたっては、錯誤が生じないように慎重な事務処理とチェックを徹底する。

ウ

相手方に不足分の話をし、対応いただく予定。今後使用料の算定にあたっては、錯誤が生じないように慎重な事務処理とチェックを徹底する。

平成 31 年 2 月 26 日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸敷 正

